

衆議院議員 たけまさ公一 国会レポート No.203

衆議院埼玉県第1区の区割り変更について

衆議院小選挙区間の1票の格差是正のため、選挙区の区割りを変更する改正公職選挙法が、6月9日の参議院本会議で可決、成立しました。同法は6月16日に公布され、1か月の周知期間を経て、7月16日以降に公示される衆議院議員選挙で新たな区割りが適用されます。

埼玉県第1区(さいたま市岩槻区、浦和区、緑区、見沼区)のうち、見沼区の2・3・4丁目と大字砂、砂町2丁目、第5区(さいたま市大宮区、北区、中央区、西区)に編入されることとなります。

「今回の区割り変更は断腸の思いです。第5区に編入される地域の皆様のこれまでのご支援に、あらためてお礼を申し上げます」と武正議員は新聞社の取材に対してコメントを述べました。

地方議員選挙運動用のビラ配布解禁へ

都道府県議会議員選挙や政令指定都市の市議会議員選挙などで、選挙運動用のビラの配布を解禁する改正公職選挙法が6月14日、参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。同法は再来年の3月に施行され、同年の統一地方選挙からビラの配布が可能となります。

各候補者が配布できるビラの枚数は、都道府県議会議員選挙が1万6000枚まで、政令指定都市の市議会議員選挙が8000枚まで、政令指定都市以外の市議会議員選挙と特別区議会議員選挙が4000枚まで。各議会が条例で定めれば、ビラ作製を公費で負担することも可能となります。

ビラの配布を解禁する法案は、民進党が今年3月、各党に提示し、このほど成立のはこびとなりました。



「憲法第1章（天皇）」をテーマに衆議院憲法審査会で自由討議

武正議員が会長代理を務める衆議院憲法審査会は6月8日、今国会で第8回会合を開き、日本国憲法および日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件(憲法第1章〈天皇〉)をテーマに自由討議を行いました。

各党・各会派からの意見表明の後、憲法審査会委員からの意見表明の中で武正議員は、政府・国会で議論が続けられてきた皇位継承問題について、「憲法審査会でも議論することを提案してきたところ、本日、テーマとして第1章が取り上げられることになった」と経過を説明。そのうえで、

- ①外国憲法で第1章に王や王室が位置付けられる例は少ない
- ②天皇は国民統合の象徴であるから、皇室制度が持続可能な制度として広く国民の支持を得られることが肝要だ
- ③各国から事実上元首と扱われているのだから、天皇を元首に位置付ける改正は必要ない

—などの意見を表明しました。

また、女性宮家創設について、政府で続けられてきた取り組みを、平成25年に白紙に戻したのが安倍内閣であると指摘。「退位特例法案の附帯決議で女性宮家等の速やかな検討が合意されており、国会での積極的な議論の必要は論を待たない」と述べました。

さらに、「戦後の23回の解散のうち、憲法第7条の天皇の国事行為によるものが19回、内閣不信任決議案の可決によるものは4回であります。特に、前回総選挙は首相の解散権の乱用ではないかとの指摘があり、解散に関する国王大権が廃止された英国の例などを踏まえ、民進党としては、解散権の在り方について議論を深めたいと考えている」と主張しました。

天皇退位特例法が成立

天皇陛下の退位等に関する皇室典範特例法が、6月9日に開かれた参議院本会議で、民進党など採決に出席した全議員の賛成により可決、成立しました。

民進党は昨年12月、「皇位継承等に関する論点整理」を他党に先駆けて発表。皇室典範本則を改正し、「天皇は、皇嗣が成年に達しているときは、その意思に基づき、皇室会議の議により、退位することができる」旨の規定を設けるべきだとの考え方を取りまとめました。



立法院における総意形成にも全力を傾注しました。衆参正副議長のもとで、各党・各会派が参加する全体会議が開かれ、党派を超えて共通の理解が醸成される限り反映する形で取りまとめが行われました。

附帯決議に「女性宮家の創設等」という具体的な文言が入ったことは、正副議長による取りまとめに沿うものであり、民進党の従来の主張にも沿ったものです。国会審議でも、「将来の先例となり得ること」「遅滞なく法律を施行すること」など、民進党が指摘した主要な論点について、政府から確認答弁を得ることができました。

皇位は男系で継承されてきた歴史的経緯を踏まえつつ、他方で、高齢化や女性皇族のご結婚に伴う皇籍離脱により、天皇陛下及び特定の皇族方にご公務が集中し、皇室のご活動の維持や皇位継承資格者の確保に困難が生じることへの対応が速やかに検討されるべきです。

民進党は、女性皇族のご結婚後も皇族の身分を保持し、当該女性皇族を当主とする宮家の創設が可能となるよう、皇室典範を改正すべきだと考えています。そのために、引き続き努力を傾注していく決意です。

「新・共謀罪法」強行採決

新・共謀罪法(改正組織犯罪処罰法)が6月15日朝の参議院本会議で、強行採決され、自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立しました。自民、公明両党は、参議院法務委員会での採決を省略して本会議で採決する「中間報告」後の採決という暴挙に出ました。民主主義の手続きを無視した行為であり、安倍総理をはじめ政府・与党の責任は極めて重大です。我が国の国会は「委員会中心主義」と委員会の審議を重視してきたからです。

また、衆議院30時間、参議院17時間の審議中、277の関係法令の国民生活への影響についてはつぶさに明らかにならず、組織的犯罪集団の定義が不明確なため一般国民が対象となりうる懸念は払しょくされませんでした。

同法は、共謀罪の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設することを柱としています。民進党は、テロ対策の強化に賛成であり、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を速やかに締結すべきだと考えていますが、新・共謀罪法はテロ対策でなく、新・共謀罪法がなくてもTOC条約を締結することは可能です。計画・準備段階で捜査が及び、内心の自由を侵害するなど、国民の基本的な権利を脅かすものです。

「数の力、問答無用の政治に待ったを!」「国民に厳しく、お友達にやさしい『政治の私物化』にNOを!」として引き続き南スーダン日報・森友・加計・省庁天下り、そして共謀罪の真相究明と国民の皆さんへの周知に努め、特に憲法議論では共謀罪審議でも問われた「国民の知る権利」「プライバシー権」の深掘りを進めてゆきます。

民進党埼玉県第1区地方議員

岩槻・浦和・緑・見沼区でたけまさ公一とともに より良い地域社会の実現を目指します



感動県政！感動浦和！

県議 浦和区 **浅野目 義英**
あさのめ よしひで

asanome.com
民進党・無所属の会 代表
警察危機管理防災委員



弱小チームの底力を見せてやる！

県議 見沼区 **井上 将勝**
いのうえ まさかつ

facebook.com/inoueandy
民進党・無所属の会
議会運営委員 他



市民生活サポーター！

市議 緑区 **神崎 功**
かざき いさお

kanzakiisao.jp
民進改革さいたま市議団
さいたま市議会元副議長



岩槻を駆ける！

市議 岩槻区 **高野 秀樹**
たかの ひでき

facebook.com/hideki.takano1
民進改革さいたま市議団 団長
保健福祉委員 他



為せば、成る！

市議 見沼区 **三神 尊志**
みかみ たかし

mikami-takashi.net
民進改革さいたま市議団
議会改革推進特別委員長 他



なによりも現場第一主義！

市議 見沼区 **武田 和浩**
たけだ かずひろ

facebook.com/ttt.take
民進改革さいたま市議団
総合政策副委員長 他



かなえない！あなたの思い！

市議 浦和区 **小柳 嘉文**
こやなぎ よしふみ

facebook.com/koyanagi1965
民進改革さいたま市議団
保健福祉委員長 他

第173回たけまさ公一と語る会

日時 **2017年7月30日(日)**
午後2時～4時

テーマ「憲法 その2」 参加費 無料

会場 埼玉会館5A会議室

浦和区高砂3-1-4

たけまさ公一プロフィール

昭和36年(1961年)生まれ さいたま市立木崎小、木崎中、県立浦和高校、慶応義塾大学法学部政治学科卒業／平成元年松下政経塾卒塾

平成11年埼玉県議会議員2期目当選／平成26年12月衆議院議員6期目当選

【内閣】元財務副大臣／元外務副大臣

【衆議院】憲法審査会会長代理／総務委員会委員／地方創生に関する特別委員会委員

【民進党】埼玉県連代表代行／埼玉県第1区総支部長

たけまさ公一事務所

●浦和事務所 さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2階

電話 048-832-3810 FAX 048-832-3846

●岩槻事務所 さいたま市岩槻区本町5-5-12

電話 048-749-6801 FAX 048-749-6802

●国会事務所 千代田区永田町2-1-2第2議員会館312

電話 03-3508-7062 FAX 03-3519-7715

URL takemasa-k.jp

メール voice@takemasa-k.jp

皆様のご意見・ご要望をお待ちしております